

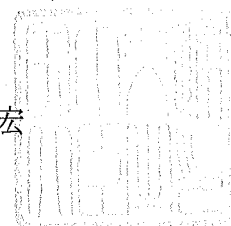
国海員第 1 6 8 号  
平成 2 6 年 1 月 1 5 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣

太 田 昭 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 1 9 0 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
七花株式会社	熊本県宇城市三角町三角浦308番地3	1
株式会社中津留組	大分県津久見市セメント町15番5号	1
株式会社北斗海運	山口県周南市政所一丁目3番5号	1